

相談支援事業に係るアンケートのお願い（令和3年7月21日実施）

## 1 地域生活支援拠点等事業について

(1) 地域生活支援拠点等事業について、具体的に不明な点、確認したい点等についてご意見をお聞かせください。

- ネットワークを構築し、地域を支えていくという主旨は理解しているが、実働について、精神、知的の分野の違いでニーズ（動き方）も異なると感じている。その中で、どのようにしていくのか？

現任研修の聴講にて“にも包括”のことを改めて捉えたが、ここのつながりが大きなポイントの一つであると感じたからこそ、双方の在り方が分かりたい。

- 地域生活支援拠点等事業に登録していない事業所の利用者に、もし緊急事態が起こるような事があった場合、受け入れが遅くなったり、様々な対応が違ってくるのでしょうか。

地域生活支援拠点等事業に登録した場合、利用者ご本人やご家族の意向を伺い、同意を得ながら情報共有するのでしょうか。どの位の関わりを持ち、どの時点で困難事例として取り上げるのでしょうか。

- 『地域生活支援拠点等事業』が具体的に何を指しどのような目標を持ったものか良くわからない。また、個々の事業所に何のメリットがあるのか、私達が何をしなければならないのか良くわからない。

- 今まで説明会に参加させていただきましたが、今一步把握が出来ていないのが正直なところです。特に説明会の主軸になっている地域自立支援センター（基幹相談支援センター）よりも地域生活支援拠点が上位組織なのかどうかも正直判りません。仮にそうだとした場合、普段地域自立支援センターに頼ることがないので、どの程度の能力や負荷が想定されるのか全く分かりません。

- 私自身の勉強不足もあり、具体的に不明な点、確認したい点ということが言語化出来るほど理解できていないのだと思います。特に当事業所が主な支援対象としている精神障害者の方々にイメージした場合、この事業を小金井市で利用するというイメージがわからないというのが正直なところです。

例えば、緊急時の受け入れ先として障害者福祉センターがあると言え、ある

のかもしれませんが、ご家族に何かあってご自宅で過ごせない程、不安になられている精神障害者の方への適切な対応がセンターさんで出来るかと言うと現状、申し訳ありませんが無理だと思えます。医療機関と連携したほうが早いですし、ご本人も我々支援者も安心です。ごく一例なのですが、こういったことからすぐに利用できる資源で考えるとあまりイメージが広がらないのです。

そうすると、市内の精神障害者の対応が専門的にできる事業所への説明と、協力が必要となってくると思うのですが、そのための説明会は一体いつ開催されるのでしょうか？

- 相談機能として 24 時間 365 日の緊急時の電話相談を受け付け、関係機関への連絡調整を行ったり、必要に応じて緊急時の駆けつけを行うといったことについてはどのような体制を想定しているのか。

緊急時対応の利用者は、緊急時に備えるため、事前登録制とするのか。

事前登録者以外の人への 24 時間 365 日の緊急時電話相談は想定しているのか。

緊急時の受け入れについてはどのように考えているのか。事前登録制とし、利用者の情報を事前収集し、緊急時も見据えたアセスメント をすることで緊急時のリスクを軽減するようなことは考えているのか。

「緊急時」の定義を決めているのか。緊急時とするかの判断は市が行うのか。それとも違うのか。短期入所の支給決定を受けた人が対象とするのか。サービス未利用者、強度行動障害等に対してはどうするのか、検討課題とするのか。原則、開始 前日までの申込が必要となるのか。

24 時間 365 日緊急時の相談受付についてはどのような想定をしているのか。

緊急時支援として、「緊急短期入所」等についての体制はどのように考えているのか。緊急時支援の期間(例えば 1 週間～2 週間)は想定しているのか。長期化の場合に、二次的な受け入れ場所は想定しているのか。既存の短期入所事業者に引き継ぐ体制などはどのように想定して得るのか。それに伴い、市外の施設へ依頼する場合は誰がするのか。

- 説明会には参加させていただきましたが、今一つ理解ができていないようで具体的な不明点や確認したいこと自体がわからない状況です。
- 現在一人で相談専門員をしているので日常的に困っている利用者の掘り起こしはできづらい状況である。

ただ今までも相談要件が入れば支援をしてきたので何とか協力はしたいと思っ

ている。何か良い手立てはないものでしょうか

- 意見としては、とても良い制度だと理解しています。

資源が限られている中では、単独支援ではなく、面的支援で協力しあうということに理解しています。

事業を活用する際、相談支援事業所として安心して制度が使えるものだとありがたく思います。協力を申し出る事案が出た際、誰が陣頭指揮を取るのかまだチャートが理解できていないことも参加できていない要因です。

- 他の自治体の取り組み
- 拠点事業の重要性は認識しているのですが、説明会だけでは全体像が認識できず、どこが中心的にこの事業に責任を持って推進していくのかが全くわかりませんでした。

24 時間 365 日相談対応や緊急時の受入など基盤がどうなっているのかもわかりませんでした。

内容によっては、相談員の力量の差による対応の差が出てくるのではないのでしょうか？

② 現在、小金井市地域生活支援拠点等事業実施要綱に基づき、拠点等事業の機能を担う事業所として申請をしていますか？

ア はい・・・・・・・・ 1 事業所

イ いいえ・・・・・・・・ 10 事業所

③ 申請ができない理由、また、どのような点が解消すれば申請が可能になるのかについてご意見をお聞かせください。

【申請ができない理由】

- 緊急時対応に対して、事業所として動ける部分に不安を感じる。  
困難事例に対して小さな事業所のため、対応の難しさを感じる。  
職員の住居が遠いため、実際に動くことの難しさを感じる。  
24 時間対応を求めるわけではないとは言われたが、実際にはどうかがとても不安。  
常に気持ち的に待機状態は難しい。
- コロナ禍の影響が事業所の経営にも出ています。小さな事業所の為、移動支援を中心に事業を行いながら、相談支援も 1 人で担当しています。

相談支援員への負担増の懸念とコロナの影響で不安定な経営状態が続く間は申請できないと思っています。

- 良く分からない。

事業所の規模が小さい。

- 人材、資金、施設がない。

また、説明会において聞いている時にこのような仕組みが、そもそも自分たちが切望しているような仕組みなのかというと、正直ピンと来ていません。誰が欲しがっているのかな、という感じです。

- 職員体制上難しいという事もありますが、事業説明のリーフレットのようなものは存在しない、体験の場となりうる事業所への説明会もされていない、相談支援事業所間での情報共有や検討の場について今後のスケジュールについて具体的な提示もされていないという現状では、あまりに手探り状態のものに手をあげるかどうかの検討をするよりも、精神障害者の方々の支援が主である当法人にとって、他の事業への取り組みについて検討、準備をする方が優先順位は高いと考えています。

- 地域生活支援拠点等事業の青写真がよくわからない。わからないものに対して法人の運営規定を変更して申請することはできない。

- 担当相談員が1名と規模が小さいうえ介護保険事業と兼任しているため

- 弊社は小児に積極的関与をすすめております。その中で面的支援を考えたとき、実際には短期入所の施設が少なかったり、あるいはその施設（例えば桜町病院児童短期入所）とまだコミュニケーションをとったことがなかったりで、面的な部分を活用できる体制が確立できていないということがネックとなっており現状参加できていません。

- 児童対象であり、障害福祉サービスのつながりを想定しない（すぐには想定できない。）家庭が多く、主な連携先が子育て支援策である場合が多いため。

- 拠点事業自体が不明瞭なことから、規程変更を伴う申請内容では理事会での承認を受けることは厳しいものがあります。

もう少ししっかりとした説明があると助かります。

#### 【どのような点が解消すれば、申請が可能となるのか】

- 緊急時対応のフォーマットがあると安心できる。

具体的に連携の仕方、連絡の取り方等わかりやすくしてほしい。

- コロナの終息で、移動支援を利用して安心して出かける支援が戻ることで事業所の経営状態が戻り、かつ事業所内の相談員を増やすことができれば申請できると思います。
- 事業の人員的・業務的余裕ができれば可能かと。
- 自分たちにはかなりリアルな必要性を感じる場面があるなら。
- 正直、小金井市は本事業を「開始しました」と言うにはあまりにも準備不足だったのではと感じています。説明会で一緒に考えながら作っていくというお話もありましたが、それは開始する前にやるべきことだったのでは。少なくとも、「申請ができない理由」に列記させていただいた現状くらいは最低限クリアし、関係機関で定期的にこの事業の在り方について検討する場を設けて、付け焼刃的ではない形が見えてこないかと法人としても、申請するかしないかの検討すらできません。
- 中核機能を担う基幹相談支援センターを中心とした面的整備と以前の説明会で謳っていたが、基幹相談支援センターが何をもって中心とするのかを明快にしてほしい。そもそも緊急時の受け入れに基幹相談支援センターに併設されている障害者センターが入っていないのはなぜなのか。  
 更に本来は既存の施設や事業所等が分担して担い、効果的な支援が確保されるよう市及び相談支援事業所が関係機関、事業所と連携し、各種サービスの調整を総合的に行う体制の整備を図るのが基幹相談支援センターの役割と考える。その点を解消できるのであれば申請は可能となる。また、支援体制の枠組みについても明快にならないかぎり申請はできない。
- 現時点では不可能と考えております。
- 児童発達支援、放課後デイ、短期入所など受給者証が必要な施設と相談支援事業所の交流の場があれば面的支援のためお互い協力し合うところは可能になっていくのかなと思います。
- 何処がコーディネートをしてこの事業を進めていくのかが明確になって丸投げされることの無い仕組みづくり。

## 2 小金井市地域自立支援協議会、相談支援事業所の連携について

■ つきましては、地域自立支援協議会における協議事項として、各相談支援事業所においての困りごと、対応したい困難ケースの例等についてお聞かせください。

- 緊急時対応のフォーマットを作成してほしい。しかし、事業所単位で考えてし

まうと、事業所の大きさにより職員人数も違い担える働きは異なる。持っているケース（児童、成人だけでも違う）の内容によっても連携の方面は変わってくる。これらを踏まえ、どのように進められていくのかイメージが難しい。

児童ケースでは利用したサービスの事業所（放デイ）の実際の数の問題で利用につながらない方も多くいる。長期休みなど日中一時利用も数の多さより断られ、動きが難しい方もいる。これらのケースに対し、情報提供の難しさに困難を感じている。

- 現在、急ぐ困りごとはありませんが、親の高齢化による家族への対処の仕方や利用者の方の年齢が上がることで、今後健康面にも不安が出てくると思います。

グループホームで生活できることは安心ですが、持病がある方の日常生活や食生活への支援も多様化しているのではないのでしょうか。

健康で生活を送るためにも、情報交換や連携がますます重要になってくると思います。

- 相談支援事業の個々のレベルでは対応できないようなケース。つまりは、グループホームの不足とか、制度の隙間にあるニーズを埋めるとか、そういう大きな困りごとを自立支援協議会で議論して共有したい。

- このアンケートで自立支援協議会にあげる困難ケースの例についてお伝えするというのは、うまくお伝えできる自信がありません。相談支援事業所連絡会で事例検討などを行って資源の活用の仕方や支援の方法について意見を出し合っても解決できないような地域課題をそこに参加された相談支援部会の委員を通じて自立支援協議会にあげるという形であれば出来ると思います。そういったやり方ないと、自立支援協議会で協議をするというのも難しくはないのでしょうか？

相談支援事業所連絡会が少なくとも1年以上持たれたことがないこと。このアンケートでようやく開催の検討がされるようですので良かったです。

基幹相談支援センターの活用の仕方が分かっていないだけなのかもしれませんが、特に精神障害者の方の支援についてとなると、申し訳ないのですが基幹の存在意義が正直よくわかりません。よくある基幹の機能として困難事例の引受先、地域の相談支援事業所のまとめ役、というところがあるかと思うのですが、その機能を果たしてくださっているという実感が、少なくとも当事業所としては感じられておりません。（私が存じ上げていないだけかもしれませんが）基幹相談支援センターさんが現在果たされている役割を教えてください。連携の仕方がわかりません。

- 普段から中々連絡が取れず、会うことも困難な状態。金銭管理ができず、電気ガス水道等が止められる可能性が高く、その他支払い(住宅ローン、税金、絵画のローン等)の滞納も常態化しており、常に安否確認が必要な計画相談利用者。

「■■へ行き利用者、職員を■■に行く」「■■に火をつける」といった強迫や暴言、理不尽な内容による長時間にわたるクレームの電話、必要以上のサービスを求める言動が頻回な計画相談及び地活利用者。

地活利用時にコロナは茶番であると、コロナ対策をする施設に対しての暴言。

他の利用者が利用を避けてしまうような言動。また計画相談上でのモニタリング等の話し合いがクレームも含めて長時間にわたることが頻回な利用者。

他複数あり

- 50代女性 鬱病 発達障害（ASD）親亡き後、戸建て住宅に独居。  
障害サービス・・・週1回ヘルパー（掃除）生活訓練（不定期利用）  
収入・・・・・・・・・・障害年金2級

金銭管理ができず、入った年金を文房具や衣類、カバンなどに使ってしまい、食費がない状況が続く。体重がここ数年で激減し、見た目はガリガリ。精神科の主治医も心配し血液検査を受けるも特に重篤な病気は見つからない。周りの支援者が見かねてフードドライブなどを紹介。ガス代や電話代も滞納し不通になることが頻繁にある。金銭管理等の支援を進めようとするも本人の同意をなかなか得られない。

- 居宅介護事業や移動支援事業の事業所が市内に少ないので中々利用がしづらい状態である。なんとかスムーズに利用できる方法はないだろうか
- まだ特に事例としてはありません。開業後、日が浅いため。
- 当事者の高齢化問題。また、家族に手帳は所持してはいないが明らかに障害を抱える方がいた場合の関係機関との連携や対応など。

支給量が決定されていても、利用できる事業所が少ない事。

相談支援専門員のほとんどは兼務しているため、困難ケースを依頼されても受けきれない場合があること。

基幹の立ち位置がどうなっているのかが全く分からない。

### 3 相談支援事業所連絡会について

各相談支援事業所が抱える困難事例等についての情報交換及び情報共有を行うため、各相談支援事業所による連絡会の開催を検討しています。

■ 開催する場合、月のどのあたりの日付けだと出席できそうかお答えください。

※ 開催日については、平日を考えています。

- (1) 月の初旬頃 2件
- (2) 月の中旬頃 6件
- (3) 月の下旬頃 2件

■ 開催する場合、どの時間帯だと出席できそうかお答えください。

※ 開催時間については、1時間から2時間程度と考えています。

- (1) 午前10時頃から 4件
- (2) 午後 1時頃から 6件
- (3) 午後 2時頃から 4件
- (4) 午後 3時頃から 4件
- (5) 午後 4時頃から 3件
- (6) 午後 5時頃から 3件
- (7) 午後 6時頃から 0件
- (8) 午後 7時頃から 0件

■ 上記の他に協議したい事項についてお聞かせください。

- 研修、報酬改定があった場合の説明会など。

連絡会は年間の予定を出してくだされば、調整して参加するようにします。

(法人の会議が毎月第3金曜日の18時半からあるので、そこは避けていただけると助かります。)

- 各相談支援事業所が抱える困難事例等についての情報交換及び情報共有を行うとありますが、事例検討会の開催についてはどのように考えておられるか伺えればと思います。「情報交換及び情報共有」に事例検討会も含まれるのでしょうか。
- 新しい相談支援の方法や利用者から好評を得ている相談対応、計画などを知りたい
- 他の事業所の対応などを伺うことによって自分たちのスキルアップにつなげていきたいです。

他事業所との連携で支援出来たら安心です。